個人情報保護条例全面見直し

6月1日から施行

市では市が保有する個人情報の取扱いに関して具体的なルールを定めた「海老名市個人情報保護条例」を改正し、6月1日(水)から施行します。今回の改正は、利用停止請求権（③のウ）や罰則（⑧）の新設など、個人情報をより適正に管理することを目的としたものです。

情報をより適正に管理

◇新しい条例の概要◇

改正後の概要は次のとおりです。

①開示・訂正・利用停止を実施する機関(＝実施機関)

市長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・議会

②実施機関が保有している個人情報の開示・訂正・利用停止の請求ができる方(＝請求者)

自分自身の個人情報であれば、どなたでも請求することができます。また、未成年者または成年被後見人の法定代理人の方は、本人に代わって請求をすることができます。

③請求の内容

ア．開示

実施機関が保有する個人情報のうち、本人から請求があった部分の閲覧、写しの交付を本人に行います。

イ．訂正

実施機関が保有している個人情報の内容が事実でないと思われるときは、その個人情報の訂正を請求することができます。

ウ．利用停止

実施機関が条例の規定に違反して個人情報の保有や収集をしているときは、その情報の利用停止や消去などを請求することができます。

④請求の対象となる文書

実施機関が保有する文書・図面・電磁的記録(コンピューター等に記録されたもの)

⑤事業者や市民のみなさんにも、個人情報保護の重要性の認識と保護に努めていただきます。

⑥救済制度（不服申立て）

請求者は、開示・訂正・利用停止決定に不服があるときは、実施機関に対して、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。その場合、実施機関は、学識経験者などで組織された「海老名市個人情報保護審査会」に諮問し、審査会の答申を尊重して、申立てに対する決定を行います。

⑦苦情処理

実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情に適切かつ迅速に対応しなければならないとしています。

⑧罰則

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に準じて、罰則規定を新設しました。実施機関の職員や受託業者が利益を図る目的で個人情報を提供または盗用した場合や、偽って個人情報の開示を受けた者などに対して罰則を適用します。

◎請求の方法

各種の請求や相談は、文書法制課窓口で受け付け、「手続の流れ（左上図）」に従って進めます。申請用紙に必要事項を記入して同課に提出してください。なお、その際本人確認を行いますので、運転免許証など本人と確認できる書類を必ずお持ちください。また、病気等、やむを得ない理由がある場合を除き、郵送での申請は受付けていません。

問　同課。

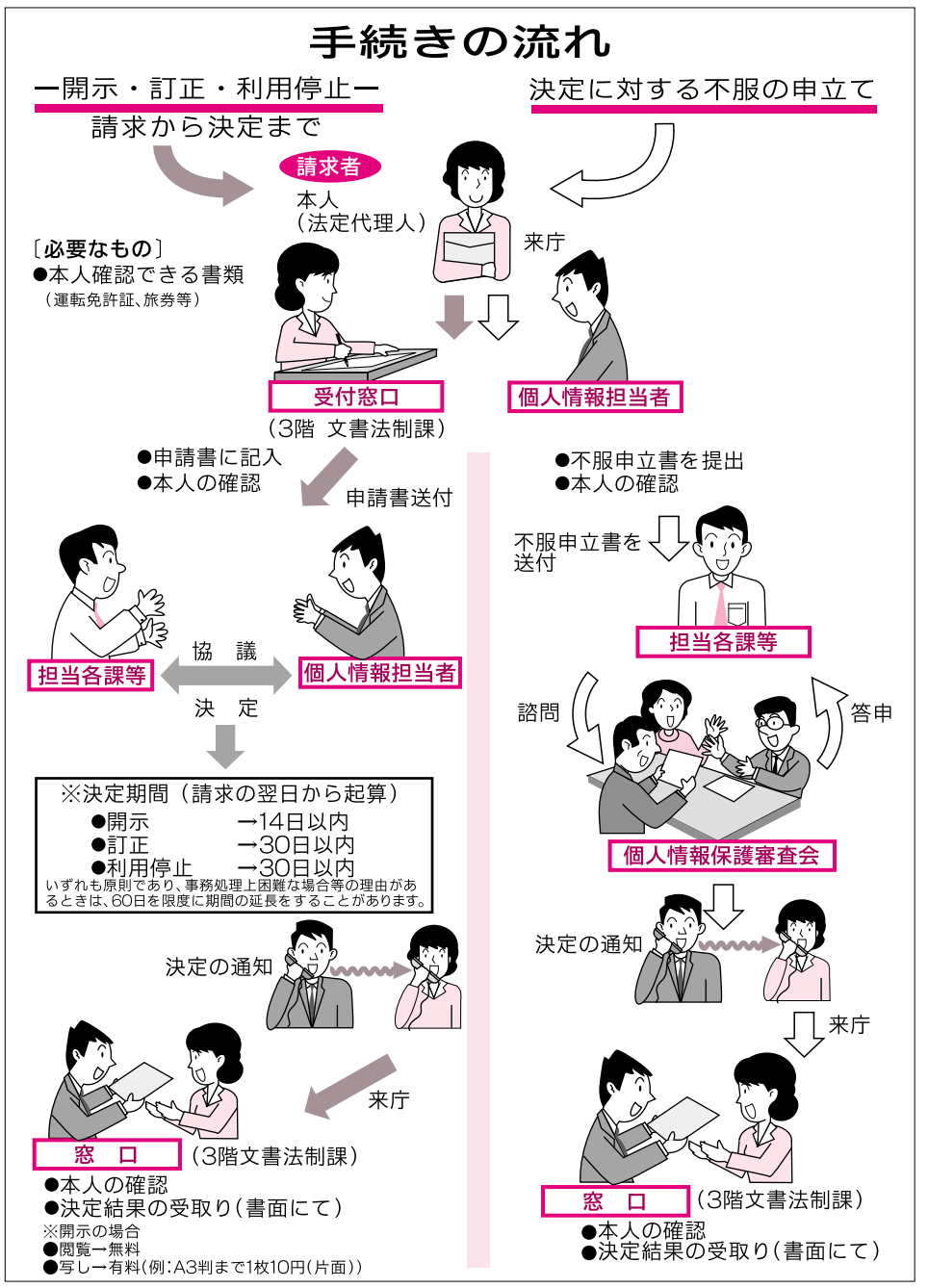

●来年4月からの指定管理者制度

11施設で募集　～4月15日から～

市では、公共施設の管理についてこれまで海老名公共サービスや社会福祉協議会などへ「管理委託制度」で委託していたものを、平成18年4月から「指定管理者制度」へと移行します。

「指定管理者制度」は、公的施設の管理を民間の能力を活用することで、市民サービスの向上や経費の削減を図ることを目的としています。

この制度について、3月の市議会定例会で審議し、該当施設の条例改正が議決されました。今後、市では企画提案を募り、審査したうえで、議会の議決を得て指定管理者を決定します。

なお、指定管理者の企画提案募集は、4月15日（金）から行い、9月開催の市議会定例会に向け、選定委員会等を設置し、透明性・公平性を保ちながら、選定を行っていきます。

今回、「指定管理者制度」を導入する施設と、募集の期間等は右表のとおり。

《指定管理者制度とは》

平成15年9月の地方自治法の改正により新たに導入された制度。これまで公共団体や公共的団体に限定されていた公共施設（体育館やプール、文化会館など）の管理運営を、民間事業者やNPOなどにも委託できるようになりました。

問　企画経営課。

◆指定管理者制度導入施設一覧◆

No.	施設の名称	募集方法	募集要項配布期間	説明会日時	説明会会場	募集締切日(午後5時まで)	担当
1	有料自転車等駐車場	公募	4月15日(金)～5月10日(火)	5月10日(火)午後1時30分	市役所706会議室	6月10日(金)	生活安全課
2	総合福祉会館	公募	4月15日(金)～28日(木)	5月11日(水)午前10時30分	市役所702会議室	5月31日(火)	福祉総務課
3	わかば会館	公募	4月15日(金)～28日(木)	5月11日(水)午後1時30分	市役所702会議室	5月31日(火)	福祉総務課
4	心身障害者デイサービスセンター	公募	4月15日(金)～28日(木)	5月10日(火)午前10時	市役所706会議室	5月31日(火)	障害福祉課
5	リサイクルプラザ	公募	4月15日(金)～28日(木)	4月25日(月)午前9時	市役所703会議室	5月31日(火)	資源対策課
6	海老名中央公園地下駐車場	公募	4月15日(金)～28日(木)	5月12日(木)午前10時	市役所704会議室	6月13日(月)	道路管理課
7	運動公園・北部公園・スポーツ施設	公募	4月15日(金)～5月6日(金)	5月9日(月)午前10時	市役所401会議室	6月10日(金)	スポーツ課
8	文化会館	公募	4月15日(金)～27日(水)	4月28日(木)午後1時	文化会館大会議室	6月3日(金)	生涯学習課
9	野外教育施設	公募	4月15日(金)～27日(水)	4月28日(木)午後1時	青少年会館201会議室	5月26日(木)	青少年課
10	大谷児童館	公募	4月15日(金)～28日(木)	5月6日(金)午後1時	青少年会館201会議室	5月31日(火)	青少年課
11	河原口児童館	公募	4月15日(金)～28日(木)	5月6日(金)午後1時	青少年会館201会議室	5月31日(火)	青少年課

●「市民参加条例」を制定＝市民と協働のまちづくり実現目指して

地域の自主性と自立性を発揮し、限られた財源を有効に活用しながら、市民の目線に立った市政運営を行っていくために、市民と行政が一体となってまちづくりを進めていくことが求められています。

そこで市では、「住みよいまち」をつくるために「海老名市市民参加条例」を制定しました。

●条例の内容

①市民が市政に参加する権利が保障されます。

②市民参加における、市と市民との役割を定めています。

③市民参加の対象を定めています。

④情報提供や個人情報の保護を行います。

⑤パブリック・コメントなど、市民参加の方法を定めています。

⑥審議会などの委員公募や会議の公開を行います。

⑦市民参加の予定や実施状況を公表します。

「市民参加条例」は、今年10月に施行を予定しています。

それまでに、市では市民参加に関係する手続きの体制を整え、施行後に市民参加が円滑に行われるように進めていきます。

問　企画経営課。